○関東地方整備局告示第三百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市中区本牧ふ頭一番一地先から同市中区錦町一五番七まで	前	〇・〇〇～四五・八〇メートル	〇・九四四キロメートル
	後	一七・七九～九四・七六メートル	〇・九四四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○中国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜一五四三番三から同町はわい長瀬字浜根荒神一五八二番二まで	前	二七・五四～八〇・六七メートル	〇・五四七キロメートル
	後	四四・四一～一〇八・二一メートル	〇・五四七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名　九号

供用開始の区間　図面縦覧場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜一五四一番五から同町はわい長瀬字高浜一五七九番一六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月二十八日

○九州地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号及び三百二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県菊池郡大津町大字瀬田字千束平一八四番二から同町大字瀬田字物殿山四〇〇番一まで	前	二〇・九九～一〇一・五〇メートル	〇・六八五キロメートル
	後	二〇・九九～八九・二七メートル	〇・六八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

国会事項

衆議院

議案受領

七月二十四日参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

議案通知書受領

七月二十四日参議院から、次の参議院議員提出案は、同院において議決を要しないものとなった旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎外五名提出）

質問書提出

七月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ミニマムアクセス米の運営等に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

下関北九州道路に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

報告書受領

七月二十四日内閣から次の報告書を受領した。

過労死等防止対策推進法第七条第四項の規定に基づく過労死等の防止のための対策に関する大綱の報告

参議院

会議

七月二十七日（月曜日）午後一時　本会議

議事日程　第三十四号

平成二十七年七月二十四日（金曜日）

午前十時　本会議

第一　公職選挙法の一部を改正する法律案（溝手顕正君外九名発議）（委員会審査省略要求）

第二　公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎君外五名発議）（委員会審査省略要求）

特別委員長選任

七月二十四日次のとおり特別委員長を選任した。

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長　鴻池　祥肇

議案送付

七月二十四日次の本院提出案を衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第一一号）

議決通知

七月二十四日本院事務総長から衆議院事務総長宛、同日次の議員提出案は公職選挙法の一部を改正する法律案（溝手顕正外九名発議）可決の結果、議決を要しないものとなった旨通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎外五名発議）

質問主意書提出

七月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

店頭デリバティブ規制に関する質問主意書（大久保勉提出）（第二一四号）

報告書受領

七月二十四日内閣から、過労死等防止対策推進法第七条第四項の規定に基づく過労死等の防止のための対策に関する大綱の報告を受領した。

人事異動

内閣

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　中川　真

内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室総括審議官を命ずる

（国土交通省大臣官房審議官）

国土交通技官

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する　羽山　眞一

内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室審議官を命ずる

（総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当））総務事務官　橋本　嘉一

内閣事務官（内閣官房副長官補付）に併任する

内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室審議官を命ずる

（総務省大臣官房付）同　野村謙一郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する